

# 社会福祉法人井手町社会福祉協議会

## 役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人井手町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員報酬は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会長及び副会長は、別表に定める額を支給すること
  - (2) 理事及び監事は、報酬を支弁しないこと
- 2 費用弁償は、本会役職員等旅費規程に基づき、旅費を支給するものとする。

(支給方法)

第4条 会長及び副会長の報酬は、当該年度分を年度末に現金をもって本人に支給するものとする。ただし、年度途中において退任等する場合には、月割りにより、その都度支給するものとする。

- 2 費用弁償は、本会役職員等旅費規程に準じて、その都度支給するものとする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	年 額
会 長	80,000円
副 会 長	50,000円